

対象者には通知文を送付します。忘れずに期限内(土日は除く)に手続きをしてください。手続きをしないと、サービスを受けることができなくなりますのでご注意ください。詳しくは、お問い合わせください。

福祉手当・子育てサービス



重度心身障害者医療費受給者証の更新

【と き】 6月12日(火)～29日(金) 午前9時～午後5時
【ところ】

- ▶ 旧宇和島地区：市役所 福祉課障害福祉係(23番窓口)
- ▶ 吉田地区：吉田支所 福祉環境係
- ▶ 三間地区：三間支所 福祉環境係
- ▶ 津島地区：津島支所 福祉環境係

【持参物】 送付される更新申請書および委任状、印かん(スタンプ式は不可)、健康保険証、現在交付中の重度心身障害者医療費受給者証、身体障害者手帳および療育手帳

※本人が手続きをする場合も、給付事務の委任のため委任状は必ず必要です。また、65歳から74歳の方は、後期高齢者医療制度へ移行できますので、移行の検討をお願いします。

【問合せ先】

福祉課障害福祉係 ☎49-7016
吉田支所福祉環境係 ☎49-7095
三間支所福祉環境係 ☎49-7101
津島支所福祉環境係 ☎49-7058



ひとり親家庭医療費受給者証の更新

【と き】 6月15日(金)～20日(水) 午前9時～午後5時
【持参物】 送付されるひとり親家庭医療費受給資格登録(更新)申請書、印かん(スタンプ式は不可)、対象者全員の健康保険証、現在交付中のひとり親家庭医療費受給者証



小・中学生の子ども医療費の助成拡充

8月診療分より、小・中学生の歯科通院費が助成されます(受給資格証が必要です)。

【と き】 6月21日(木)～29日(金) 午前9時～午後5時
【持参物】 送付される受給資格登録申請書、印かん(スタンプ式は不可)、対象児童の健康保険証

【ところ】 市役所 福祉課児童福祉係(21番窓口)、各支所 福祉環境係、宇和海支所(各出張所)

【問合せ先】 福祉課児童福祉係 ☎24-1111 (ひとり親家庭医療費：内線2147、小・中学生の子ども医療費：内線3118) または各支所福祉環境係



児童手当現況届の更新

【と き】 6月21日(木)～29日(金) 午前9時～午後5時
【ところ】 市役所 1階ロビー、各支所 福祉環境係、宇和海支所(各出張所)

【支給額(月額)】

- ▶ 0歳～3歳未満：15,000円
- ▶ 3歳～中学生：10,000円
- ▶ 3歳～小学生の第3子以降：15,000円
- ▶ 所得制限を超える場合(1人あたり)：5,000円

※第3子以降とは、高校卒業までの養育している児童のうち3番目以降をいいます。

【支給日(2月～5月分)】 6月15日(金)

【持参物】 各家庭の状況により持参するものが異なりますので、通知文を確認ください。

【所得制限限度額】

扶養親族など	所得額	収入額
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1,002.1万円
5人	812.0万円	1,042.1万円
6人以上	1人につき所得額を38万円加算	

【問合せ先】 福祉課児童福祉係 ☎24-1111内線3124
または各支所福祉環境係

教育支援制度



市奨学生

【対象】次に当てはまる学生若干名

- ▶ 高校、高専学校、大学、短大、専門学校に進学希望または在学している
- ▶ ほかの育英、奨学などの奨学資金を受けていない
- ▶ 人物と学業が優良、健康であり、学資の支払いが困難と認められる
- ▶ 保護者が市内に住んでいる

※奨学生に採用されたとき、貸与が終了したときには連帯保証人(市・県民税を賦課され滞納していない人)が必要です。

【貸与期間】平成30年10月～

平成30年度の追加募集をします。

- ▶ 高校・高専学校:修学金1万5,000円(月額)
 - ▶ 大学・短大・専門学校:修学金3万円(月額)
- ※支度金の貸し付けはありません。



【返還方法】奨学生でなくなったあと、原則1年が過ぎた日から10年以内に半年賦で返還ください。

【申込】6月18日(月)～7月6日(金)(執務時間中)

【申込・問合せ先】各学校長または教育総務課 ☎49-7030



市奨学金返済支援事業

【対象】次の①～⑥の条件をすべて満たす人(⑤についてはいずれか)

- ①奨学金の貸与を受けて高校、高専学校、大学、短大、専修学校専門課程に進学
- ②奨学金の返済を延滞なく行っており、市税などの滞納がない
- ③交付申請年度の年齢が30歳以下で本市に住民票があり、申請初年度から5年以上居住する意思がある
- ④交付申請年度の前年度以前に奨学金などの返済を開始
- ⑤
 - ▶ 平成27年3月以降に市内に本社のある中小企業に就職し、1年以上継続して雇用されている
 - ▶ 平成27年3月以降に市内において起業し、1年以上継続して事業を行っている
 - ▶ 平成27年3月以降に市内において第1次産業に従事し、1年以上継続して従事している
- ⑥本市によるほかの移住定住促進、就業促進に係る補助事業などの給付を受けていない

※公務員は補助対象外です。

新規就業者などの奨学金返済金の一部を5年間補助します。

- ▶ 補助率：2/3
- ▶ 交付申請年度の前年度奨学金返済額×2/3(上限20万円)
- ▶ 最大100万円(20万円×5年間)



【申込】6月18日(月)～平成31年3月29日(金)(執務時間中)

【持参物】

- ▶ 奨学金貸与機関が発行する奨学金などの貸与を証する書類の写し
- ▶ 申請日までの奨学金などの返済額を証する書類の写し(預金通帳、領収書などの写し)
- ▶ 奨学金などの全体の返済計画を確認することができる書類の写し
- ▶ 市税などの納税証明書または非課税証明書
- ▶ 事業所などから交付される労働条件通知書または就労証明書
- ▶ 印かん

【申込・問合せ先】教育総務課 ☎49-7030